鳴門市「道の駅 なると（仮称）」の設置事業に向けた対話型市場調査実施要領

１．調査の趣旨

鳴門市では、名実ともに四国の玄関口となるべく「四国のゲートウェイ化構想」の中核プロジェクトとして、一般国道１１号沿いに「道の駅」の整備を進めているところです。

「道の駅」の管理運営手法については、民間のノウハウやアイデアを活用するため指定管理者制度の導入を予定しておりますが、本調査については、民間事業者の参画の可能性や対話を通しての市場の把握、指定管理者の公募に際しての諸条件の整理等、今後の事業を推進させるための情報収集を目的に実施いたします。

なお、今回の調査は、「道の駅」を運営する事業者を選定するために実施するものではありません。

２．調査対象の基本情報

（１）事業内容

① 整備予定地 　鳴門市大津町備前島字蟹田の越３３５－１他

② 敷地面積 　　約１０，９００㎡

（２）施設概要

延床面積 約２，０００㎡（建築物の規模の詳細などについては、現在検討中）

（３）国道１１号交通量

約４０，０００台／日

（４）整備方式

　　　指定管理候補者の公募を行い、鳴門市が施設整備を行います。

　また、開業時には、指定管理者による管理運営を行うこととし、議会の議決後に、指定管理候補

者については指定管理者となっていただく予定です。

（５）その他

　　　上記以外に、施設概要等については、資料①『鳴門市「道の駅　なると（仮称）」基本計画』及

　　び資料②『鳴門市「道の駅　なると（仮称）」基本計画（概要版）』を参照してください。

３．調査の効果

民間事業者の参画の可能性やアイデア等を調査することで、本市にとって幅広い検討が可能になります。

また、「道の駅」整備に向けた、前提条件や本市の求める方向性・取組方針を参画希望のある民間事業者に事前に周知することが可能になるとともに、民間事業者にとっては、自らのノウハウと創意工夫を指定管理者の公募条件などに反映できる可能性があります。

４．ヒアリング日時及び場所（アイデア及びノウハウの保護のため個別に行います。）

（１）日時　平成３１年３月１８日（月）及び１９日（火） １事業者当たり３０分～６０分程度

　　※日程については、申込後、個別に調整いたします。

（２）場所　鳴門市役所１階会議室

５．対象者

本事業に大きな興味･関心がある民間事業者等（当事業への参加意向を有する法人又は法人のグループ）とします。

６．参加申込について

（１）申込期限　　　【様式１】平成３１年２月２０日（水）～３月４日（月）午後５時必着

（２）質問受付期限　【様式２】平成３１年２月２０日（水）～３月４日（月）午後５時必着

（３）申込先　　　　電子メールアドレス：kikaku@city.naruto.i-tokushima.jp

 ①「電子メール件名」：【市場調査対話申込】としてください。

　　 ②「電子メール添付」：「【様式１】対話へのエントリーシート」

　　　　　　　　　　　　：「【様式２】質問シート」（ご質問がある場合のみ）

７．ヒアリング内容

（１）「道の駅 なると（仮称）」運営管理の参加意欲について

（２）運営コンセプトやイメージ、導入機能、ゾーニング、配置計画等のアイデアについて

（３）大津松茂農協が整備予定の産直施設との連携について

（４）道の駅の交流人口、集客力の増加につながるアイデアについて

（５）道の駅を活用した周辺地域振興施策のアイデアについて

（６）指定管理者を公募する際に、市に望むこと（諸条件の設定等）

（７）市が指定管理委託料を算出する際に留意してほしいこと

（８）基本設計業務を実施する際に、市に望むこと

（９）民間事業者が負担できると考えている具体的な維持管理範囲について

（１０）道の駅経営により収益が出た場合の市への具体的還元案について

（１１）その他道の駅設置事業に関しての提案や意見について

　※　ヒアリング内容に関する説明資料が必要であると判断した場合には、当日６部資料をご用意ください。（説明資料の様式については任意とします。）

なお、御持参いただいた資料は返却しませんので御了承ください。

８．ヒアリング体制

　ヒアリングについては、『平成３１年１月１８日公告 鳴門市「道の駅 なると（仮称）」経営・運営調査検討業務委託に係る公募型プロポーザル』の結果、業務受託しております(株)船井総合研究所及び市戦略企画課の担当職員が実施します。

９．留意事項

（１）参加及び対話内容の取扱い

①　対話への参加実績は、今後実施する「道の駅」の指定管理候補者選定における評価の対象となるものではありません。

②　本調査で聞き取りを行った内容は、指定管理候補者選定に係る公募条件を検討する際の参考としますが、必ずしも公募条件や応募資格に反映されるものではないことに留意ください。

なお、双方の発言は、あくまで対話時点での想定のものとし、何ら双方を拘束するものではないものとします。

　　　③　本調査の趣旨から明らかに外れた提案等については、調査の対象外とします。

（２）対話に関する費用

対話への参加に要する費用は、御参加いただく民間事業者等の負担とします。

 （３）対話への協力

必要に応じて追加の質問や対話(電話連絡・文書照会含む)・アンケート等を行うことがありま

す。

（４）実施結果の公表

①　対話の実施結果については、概要をホームページで公表します。

②　御参加いただいた民間事業者等の名称は公表しません。

公表範囲は当市で判断しますが、必要に応じて対話の際に「公表不可」となる部分をお知らせください。

（５）参加除外条件

本事業に大きな興味･関心がある法人又は法人グループもしくは、当該事業全般もしくは一部についてのサポートを行う法人又は法人グループが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員又は暴力団（同法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と密接な関係を有している場合は、今回の対話型市場調査に参加することは出来ません。

１０．問い合わせ・連絡先

　郵便番号：７７２－８５０１

住所：徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜１７０番地

　担当：鳴門市　企画総務部　戦略企画課　吉川

　電話：０８８－６８４―１６２２

　FaX：０８８－６８４－１３３６

　Eメール：kikaku@city.naruto.i-tokushima.jp